

東部地域まちづくり懇談会開催要項

令和2年4月1日

戸井支所長，恵山支所長，椴法華支所長，南茅部支所長，企画部長決裁

1 目的

戸井，恵山，椴法華および南茅部地域（以下「東部地域」という。）に共通する課題や地域の振興などについて協議し，地域のまちづくりにつなげることを目的として，東部地域まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 懇談事項

懇談会は，東部地域の産業振興や地域福祉の向上にかかる課題や振興策などをテーマとし，その具体的な方策を協議する。

3 参集者

参集者は，次に掲げる団体および戸井支所長，恵山支所長，椴法華支所長ならびに南茅部支所長（以下「4支所長」という。）とし，20人以内を基本とする。また，必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

- (1) 地区町会連合会（戸井，恵山，椴法華，南茅部）
- (2) 漁業協同組合（戸井，えさん，南かやべ）
- (3) 函館東商工会
- (4) 函館市民生児童委員協議会（第26～29方面）

4 分科会

懇談会は，懇談事項に関し，より具体的で専門的な議論を行うため，必要に応じて3に掲げる団体や市の実務者のほか，有識者等を参集範囲とする分科会を開催できるものとする。

5 懇談会の開催頻度等

- (1) 懇談会の開催頻度は年2回程度とし，分科会は必要に応じて開催する。
- (2) 懇談会の開催期間は令和2年度から令和6年度までの概ね5年間とする。

6 開催方法等

- (1) 懇談会の開催担当支所は，一年度ごとに持ち回ることとし，座長は，開催担当支所の支所長とする。
- (2) 開催場所は，原則，東部地域内とする。
- (3) 懇談会は，公開とする。ただし，座長が公開することが適当でないと判断した場合は，非公開とする。
- (4) 懇談会出席者への報酬等は，支給しない。

7 その他

この要項に定めるもののほか，懇談会の開催に関し必要な事項は，4支所長が協議し定める。